

港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行を制限するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和5年2月7日

関門港長



関門航路（六連島南方海域）における航行の制限について

関門航路（六連島南方海域）において、海底送水管修繕作業が行われるため、工事期間中下記により船舶の航行を制限する。（別図参照）

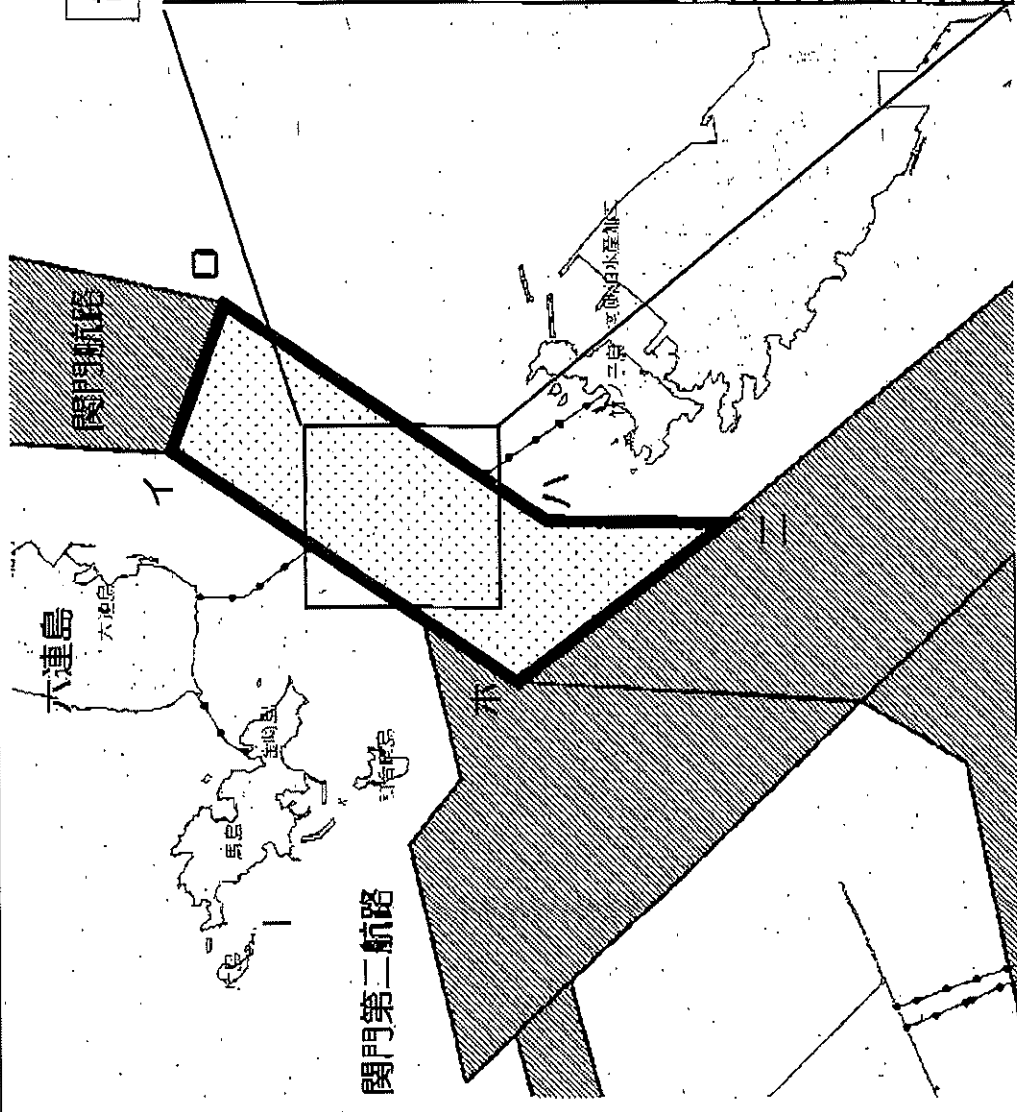
記

- 1 期間 令和5年2月13日（月）から当分の間  
午前9時00分から日没までの間。  
（注）ただし、警戒船が配備されている時間帯に限る。
- 2 区域 次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面  
イ 北緯33度58分16秒 東経130度52分24秒  
（関門航路第六号灯浮標）  
ロ 北緯33度58分08秒 東経130度52分53秒  
（関門航路第五号灯浮標）  
ハ 北緯33度57分18秒 東経130度52分13秒  
（関門航路第七号灯浮標）  
ニ 北緯33度56分53秒 東経130度52分11秒  
（関門航路第九号灯浮標）  
ホ 北緯33度57分19秒 東経130度51分41秒
- 3 制限事項  
（1）船舶は、上記2の区域において、他の船舶を追い越してはならない。  
（2）関門航路を航行する船舶であって、上記2の区域を航行する船舶は、当該作業に従事する警戒船が配備されている間、各警戒船と関門航路東側法線を最短で結んだ海域を航行してはならない。  
（注）ただし、汽艇等の船舶及び港長が許可した船舶は除く。
- 4 警戒船  
作業中は、作業船の北・南側にそれぞれ警戒船が配備されている。  
警戒船には、「警戒船」の表示板及び旗が掲げられている。  
警戒船には、青色閃光灯が掲げられている。

5 その他

- (1) 船舶は現場付近に配備されている巡視艇の指示に従うこと。
- (2) 船舶は関門海峡海上交通センターの情報に留意すること。

制限事項(1) 追い越し禁止海域



制限事項(2) 航行禁止海域

